令和8年度　事業計画(案)

1　運営目標

(1) 福祉館利用者の増加と事業の充実を通して、人と人との交流拡大に努める。

(2) 当館設立の経緯をふまえ、相談事業・来館者への接遇等について誠意を持ち、懐の深い対応に努める。

(3) 交流事業等を通して福祉と人権の街づくり、地域共生社会の実現に寄与する。

【キーワード】「考えよう相手の気持ち、未来へつなげよう違いを認め合う心」

(4) 利用者が気持ちよく利用できるよう館内外の環境整備に努める。

(5) 節電、節水、裏面印刷の励行等、環境問題への対応を励行する。

2　事業計画

(1) 福祉交流事業

①生活、健康上の問題についての相談に応じ、関係諸機関との連携を図ることに努める。

②地区内の高齢化が進む中、館内の健康器具等の利用を通して、住民の健康管理や啓発に努める。

・ 町内会:施設や軽スポーツ用具等を提供するとともに、各種行事を支援する。

・ 老人会:場や用具の提供し、各種活動を支援する。

③親子教室、子育て支援の諸団体に協力し、館の利用拡大に努める。

④地域住民及び一般利用者の利用促進を図り、生活上の諸問題の把握に努める。

(2) 相談事業

生活困窮者自立支援法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法等を受け、より一層、相談事業への取り組みを強化していく。そのためには、館員の研修を充実させるとともに、カウンセリングマインドをモットーに相談に応じるように努める。

①これまでと同様、福祉相談、健康相談、生活相談、教育相談を実施する。

②生活相談については、ここ数年減少傾向にあるが、相談内容は多岐に渡る。そのため、当館だけでは対応できない内容の場合、地域福祉課、地域包括支援センター等の専門機関との連携を密にし、相談者と行政機関を繋ぐ役割を果たしていく。

③人権に関わる問題については、どんなにささいな問題であっても、相談者の心の痛みを親身になって受け止め、対応方法を協議していく。その際、必要に応じて担当課職員や人権擁護委員、民生児童委員、人権啓発センター等への報告、連絡、相談を実施する。

④教育相談について、不登校、発達の悩み等、その対応を積極的に行う。該当校とも連絡を密にする。

(3) 文化事業

①教養講座の充実

年間の総実施回数 106 回を予定(令和 7 年度は108 回、令和 6 年度は113 回)

・ 実施8講座(回数):健康体操(24)、ペン習字(12)、料理(12) 、台湾家庭料理(12)
パソコン・スマホ(12)、大正琴(12)、絵手紙(10)、セルリンパ(12)

②図書コーナーの整備

・ 月刊誌『NHK　きょうの健康』を定期購入し、地域住民、会館利用者の方々に健康管理について興味や関心を持っていただくとともに、日常の福祉館利用を通して健康等についてコミュ

ニケーションを図る場にしていく。

（4） 会館貸出事業

①一般団体（有料）への貸し出し

②地域福祉課主催事業（しまだっ子）や島田市公共団体等への貸し出し

（5） 広報活動

①福祉館だよりの月 1 回の発行

・ 町内へは各戸別に訪問配布する。

・ 内　容： 地域行事の紹介や生活関連情報の提供、人権に関する情報の発信　福祉館の行事予定、料理レシピ、防災情報、健康・保健・福祉情報等

・ 配布先： 町内各戸、県内隣保館、県人権同和対策室、県教育委員会、学区小中学校、館運営審議会委員、教養講座講師、館利用団体代表、地域福祉課、館内配架

3　努力目標・課題

（1） 高齢者の生活実態や要望などをもとに、町内会と共に地域の諸課題について実態把握に努め、実態に基づいた改善方法を模索、試行する。（健康サロン、除草作業、町内会会合等）

（2） 月1回の福祉館だよりの配布時を利用して、高齢者や一人暮らしの方への声かけ等を積極的に行い、現状を確認し、把握するとともに様々な相談に応じる。必要により、本庁地域福祉課等、関連諸機関との連携を図ることに努める。

（3） 学習サポート事業『しまだっ子』の会場設営・運営補助に努める。

（4） 不登校児童生徒の居場所づくり・学習支援への対応を模索する。

（5） 感染症等、健康や安全に配慮した上で、町内と講座・利用団体とのつながりを深める。

（6） 利用者にとって利用しやすい施設設備の改善に努める。

〇除草作業

・ 会館裏側駐車場等の除草、除草剤の散布（将来的には舗装整備を目指したい。）

・ 会館回りの防草シート活用の検討

・ 地域自治会との連携、協働作業

〇施設修繕

・ 館北側駐車場出入口への段差解消のための路盤材投入（一部投入済み）

・ 鎖樋（くさりとい）の修繕

4　職員研修

（1） 全国隣保館連絡協議会、静岡県隣保館連絡協議会主催等の研修会に参加し、館職員としての資質の向上に努める。

（2） 番生寺会館との相互交流を深め、連携に努める。

5　運営審議会等

〇年 1 回実施し、館のあり方や運営等について審議する。

6　その他

〇県指導調査（隔年実施のため、来年度予定）